

V 教育課題

第12分科会

自立(特別支援教育)

■ 研究課題 ■

自立や社会参加の実現に向けた特別支援教育の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

我が国が目指している社会は、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のために、小学校教育においては、自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むとともに、一人一人が仲間として支え合いながら、より良い社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことが大切である。

その実現のためには、子どもたちが社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、自立していくことができるように「生きる力」を育むことが求められる。

また、障害の有無に関わらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くことも大切である。

特別支援教育は、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うものである。また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を要する子どもが在籍する全ての学校においてなされるものである。

特別支援教育では、ノーマライゼーションの理念と具現化の普及、浸透に努めてきているが、平成22年12月に中央教育審議会において、現行の特別支援教育の充実を図る意味から、インクルーシブ教育を推進していく旨の方向が示されている。

ここでは、全教職員が特別支援教育に対する共通認識に立ち、一体となって推進していく校内指導体制の確立や、関係機関との連携等を進めることが重要となる。

本分科会では、これらの課題解決のために、校長が果たすべき役割と指導性について明らかにする。

リーダーシップの視点

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容の充実

特別支援を必要とする子どもは、一人一人発達や障害の種類・程度が大きく異なる。

したがって、個に応じたきめ細かな指導を効果的に行い、自立する力を育てていくために、一人一人の発達や障害の程度についての実態把握とそれに基づいた指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画や教育支援計画を作成することが大切である。

個に応じたきめ細かな指導は、子ども一人一人の個性や状況をみとるとともに、子どもの思いや願いを受け止めることが基盤となる。そうした視点から、校内における適切な理解と認識を深め、子どもに社会性や豊かな人間性を育むための交流学习や共同学習を、組織的・計画的に工夫する校長の役割と指導性について究明する。

(2) 特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方策の検討などを行う必要がある。また、中心的な役割を果たす特別支援教育コーディネーターが機能する組織体制づくり、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別的教育支援計画」を活用した関係機関との連携に基づく効果的な支援などの体制づくりを行う必要がある。また、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるために、校内研修の充実や、校外での研修参加など、専門性の向上に努めさせることも大切である。特に、校内においては、事例研究や学びの支援委員会の定期的な開催など、一人一人の子どもの状況の把握やその変容について、全職員が共通理解する場を設定する校長の役割と指導性について究明する。

檜山管内の特別支援教育の実態と充実に向けた校長の取組

檜山地区 今金町立今金小学校 谷 口 光 伸

I 趣 旨

特別支援教育がスタートして7年が経過した。昨年度の特別支援教育体制整備状況調査結果によれば、公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」「実態把握」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった体制整備はもとより、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の策定」についても着実に取組が進んできた。また平成24年7月23日、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられた。この報告を踏まえて、学校教育法施行令が一部改正され、就学基準の見直しや保護者及び専門家からの意見聴取の機会拡大等が示された。平成26年2月19日から「障害者の権利に関する条約」が発効された。本条約の批准に際して、障害者基本法の一部改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定等、諸般の制度の整備が行われた。このように特別支援教育の重要性が一層増す中、校長が果たすべき役割と指導性について檜山管内の現状と課題を明らかにしながらその方策を探るものである。

II 研究の概要

1 檜山校長会小学校部会の研究経過

(1) 研究組織

檜山校長会小学校部会では、平成26年度～平成28年度まで3年間連続して北海道小学校長会教育研究大会の第12分科会（特別支援教育）において提言発表を担当する。そこで檜山校長会研修部とは別に、昨年度より4か年計画で小学校部会長の委嘱を受け部員4名によるプロジェクト部会を立ち上げ、特別支援教育に関するアンケート調査、分析、考察等を担当することとなった。

(2) 研究計画

【平成25年度】

- ・檜山校長会小学校部会内にプロジェクトチーム発足
- ・北海道特別支援学級設置学校長協会（以下道特協）経営研究会渡島大会提言協力

- ・道特協経営研究大会の提言に基づく成果と課題の整理

- ・全道大会（日高新冠大会）の提言の方向性の検討

【平成26年度】

- ・全道大会（日高新冠大会）の提言資料の作成
- ・全道大会（日高新冠大会）の提言に基づく成果と課題の整理
- ・全道大会（27年度大会）の提言の方向性の検討

【平成27年度】

- ・全道大会の提言資料の作成
- ・全道大会の提言に基づく成果と課題の整理
- ・全道大会（28年度大会）の提言の方向性の検討

【平成28年度】

- ・全道大会の提言資料の作成
- ・全道大会の提言に基づく成果と課題の整理

(3) 檜山管内の特別支援教育の現状と課題

① 檜山管内の小学校の現状

檜山管内は、離島の奥尻町を含む全7町で構成されており、14総合振興局・振興局の中では最も面積が小さく人口も40,418人（平成25年12月末住民基本台帳）で、全道人口の約0.74%である。また、高齢者比率は35.4%と高く全道平均（26.3%）を遙かに上回っている。小中学校数は平成元年度小学校66(11)校、中学校29(5)校、計95(16)校が、今年度は小学校26(14)校、中学校13(10)校の計39(24)校〔（ ）内は特別支援学級設置校数〕へと激減している。

しかし、特別支援学級数と在籍する児童生徒数は着実に増加しており、小学校だけ見ても特別支援学級設置校の割合は、25年間で17%から54%に増加している。

檜山校長会としては、学校経営上ますます特別支援教育の充実に向けた校長の意欲とリーダーシップが求められているのが現状である。

② 檜山管内の児童数の推移と特別支援学級の児童生徒数

《平成元年より5年毎の児童数の推移》

	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
小学校	5,094	4,271	3,282	2,733	2,191	1,761
うち特別支援学級	(24)	(18)	(30)	(35)	(38)	(54)

③ 檜山管内の特別支援学級設置校における特別支援教育の実態調査の結果（平成25年3月実施）

檜山管内特別支援学級設置校における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の整備状況は100%である。そこで「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に関して、平成25年3月に全ての設置校（平成24年度28校）を対象としたアンケート調査を実施した。

ア 「個別の教育支援計画」は、町内で統一された様式のもと策定されているかについて。

イ 「個別の教育支援計画」を策定するにあたり、設定項目等に参考（モデル）とした教育支援計画の有無について。

ウ 「個別の教育支援計画」策定に当たって、連携・協力を図った連携先について。

エ 「個別の教育支援計画」活用の具体的な場面及び、今後の活用場面等について。

オ 「個別の教育支援計画」に関して課題、あるいは苦慮している点について。

カ 「個別の指導計画」作成にあたって、設定項目等に参考（モデル）とした個別の指導計画の有無について。

キ 「個別の指導計画」の作成担当者について。

ク 「個別の指導計画」を作成するに当たって、連携・協力を図った連携先の有無について。

ケ 「個別の指導計画」の精度を高めるために、外部の関係機関との連携・協力の有無について。

コ 「個別の指導計画」活用の具体的な場面について。

サ 特別支援学級の通知表について。

④ 特別支援教育に関わる個別の指導計画の作成状況の調査（平成26年2月実施）

檜山管内の各学校における「個別の指導計画」の作成様式の実態及び作成の有無を把握するため、特別支援学級未設置校を含む全小学校を対象としたアンケート調査を実施した。

ア 個別の指導計画の「実態把握（プロフィール・生活の様子等）」編

イ 個別の指導計画の「年間指導計画」編（各教科・領域等の目標・内容を一覧にした計画）

ウ 個別の指導計画の「年間の目標・具体的な支援・評価」編

（年間指導計画に基づき指導内容等を具体化した計画）

エ 個別の指導計画の「学期（月）の目標・具体的な支援・評価」編

（年間指導計画に基づき指導内容等を学期（月）ごとに具体化した計画）

オ 個別の指導計画の「自立活動」編（自立活動のみを記載した計画）

カ 個別の指導計画の「生活単元学習」編（いわゆる教科・領域を合わせた生活単元学習のみを記載した計画）

2 実践事例

檜山管内における「個別の教育支援計画」策定と「個別の指導計画」作成、活用と校長の取組例

(1) A小学校は、特別支援学級が開設されて4年目、開設当初は自閉症・情緒障害1学級のみであった。現在では自閉症・情緒障害2学級、言語障害1学級、知的障害1学級の計4学級を開設している。児童4名、教員4名が各教室で1対1の個別の指導・支援が可能な恵まれた環境にある。

しかし、初任者層が多い現状にある。特別支援学級担任と特別支援教育コーディネーター（以下C o）を含めた5名のうち4名が20代である（特別支援学校教諭免許状保有者は3／5名）。加えて特別支援学級内は担任と子どもの1対1の密室となりやすく、指導内容に担任側の都合が優先されてしまう場合があるのではないかと。あるいは他の教職員から学級内での指導内容について理解が得られないなどの「孤立化」が懸念された。そこで、校長が指導性を発揮し「子ども（本人）や保護者のニーズにいかに対応するか」「若い教職員には、いかに自信と誇りをもって指導にあたらせるか」この2点を踏まえ「個別の教育支援計画」の策定と「個別の指導計画」の作成に取り組ませた。

① 「個別の教育支援計画」について

ア 「個別の教育支援計画」は、本人・保護者が主体的に活用することが基本であり、管理保管は、本来、本人及び保護者が当たるものである。（学校が主体として「活用」することの難しさ）

イ 本人・保護者の承諾・同意のもと様々な関係機関と情報を共有し、連携しながら策定する。この策定していく過程そのものを「活用」ととらえた。

ウ 教育相談の受診など新たな情報等を加筆していく。

エ 一定の保管場所を決め、情報が外部に漏れないように配慮する。

② 「個別の指導計画」について

ア 策定された「個別の教育支援計画」を基に、保護者と共に短期・中期の目標を設定し、交流学級（特別支援学級と同学年の通

常学級)の協力も得ながら「個別の指導計画」を作成する。

- イ 定期的な保護者との面談(教頭、C○同席)を踏まえ「個別の指導計画」の修正(年間3回を基本)を行う。
 - ウ 特別支援教育パートナー・ティーチャー(以下P・T)が来校の際に、指導助言を受けて「個別の指導計画」の修正を行う。
 - エ 月1回の校内児童実態交流会における資料作成に活用する。(全教職員による指導内容の共通理解のために実施する。)
 - オ 年8回の特別支援学級交流授業案作成時に活用する。(校長による授業参観の他、複数体制での個別の指導計画と実践内容の確認を定期的に実施する。)
 - カ 年3回の通知表作成時に活用する。
- (2) I小学校は、聴覚障害(難聴)1学級、自閉症・情緒障害2学級、肢体不自由障害1学級、知的障害1学級、言語障害1学級の計6学級を開設している。児童9名、教員6名、ほか支援員3名が配置されている。町教育委員会が子どもに関することは全て所管(教育、福祉に関すること)しており、教育委員会が主導して、平成19年町特別支援教育連絡協議会を設置(構成メンバー:小中学校長・高等学校長・町保健福祉課長・町教委事務局)し、I小学校をモデルに教育現場における特別支援教育支援員のモデル事業を実施するとともに、町全体のC○やスーパーバイザー(以下S V)を設置している。また、町内には高等養護学校が開校されており、町特別支援教育連絡協議会や町内C○等会議が主体となって町独自の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式を作成し、活用している。
- ① S S会議(サポートスタッフ会議)の取組
6月と11月の年2回、共感・共通理解を基盤として、特別支援学級在籍児童を対象に低・中・高ブロック毎に開催。C○を中心とした実態把握・指導・支援の確認、個別の指導計画の修正を行う。
＜参集範囲:校長、教頭、主幹教諭、教務、C○、学年ブロック、養護教諭、特別支援教育支援員＞
 - ② ケース会議の開催
S S会議を受けて、必要に応じて適時開催する。
 - ③ 校内就学指導委員会の開催
適正な教育環境の整備が必要な場合に開催する。
 - ④ 中学校入学に関わっての情報交流会の開催
特別支援学級担任、C○、校長・教頭も含めた小中の情報交流会を開催する。

Ⅲ ま と め

1 成果として

- (1) 特別支援教育の重要性の認識
 - ・ 檜山管内各小学校において、校内委員会の設置、C○の指名、個別の教育支援計画、個別の指導計画の整備は完了している。しかし、アンケート調査を実施、分析すると、総体の児童数は年々減少しているが、特別支援学級在籍児童は年々増加傾向で有り、特別支援教育の重要性を改めて認識する。
- (2) 校長のリーダーシップと実践意欲
 - ・ 校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって福祉、医療などの関係機関と連携・協働し、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」を策定・作成することは、保護者、関係機関等の理解・協力が得られ、学校が、自信をもって指導・支援にあたる上で有効である。
- (3) 教育課程改善への具体的な手立て
 - ・ 作成された「個別の教育支援計画」を基に、P・T来校時、子どもの実態から具体的な指導方法に至るまで、担当教員とP・T間で検討できることは、指導計画の検証・修正において有効である。

2 課題として

- (1) 「個別の教育支援計画」の活用
 - ・ 「個別の教育支援計画」に関しては、保護者参画のもと関係機関と連携・協働しながら、支援計画を策定していく過程そのものを「活用」と捉えた。しかし、支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加を考えると、「個別の教育支援計画」が中学校へ確実に引き継がれていく等、今後更なる有効な活用方法について研究が必要である。
- (2) 「個別の指導計画」の具現化のために
 - ・ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容を充実させるためには、「個別の指導計画」に基づき、児童・生徒の実態に応じた具体の単元を構想し、指導・支援の具現化を図っていく必要がある。
- (3) 「個別の教育支援計画」の様式の統一
 - ・ 「個別の教育支援計画」は、保護者や子どもが、主体的に活用することが基本である。就学や進学、転学等により、学校が変更となる場合には、継続して適切な指導・支援が求められる。そこで、次の学校に効果的に引き継ぐためには、より広範囲での様式の統一を進める必要がある。